

客年十月六日土第九六〇九號照會標記ノ件左記ノ通御了知相成度

記

一 營業年限ハ制限ナキモノトス

二 燃料ニ關シテハ軌道法又ハ之ニ基ク命令ニ特別ノ規定ナキモ囊ニ爲シタル處分ハ公益上必要ナルモノトシテ制限セラレタルモノニシテ軌道法ニ抵觸スルモノニ非ス故ニ同法附則第三項王文ニ依リ仍效力ヲ有スルモノトス

福岡縣知事問合

(大正十三年十月六日  
土第九六〇九號)

軌道法發布以前ニ於テ特許セラレタル特許命令書中左記事項聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御意見承知致度此段及問合候也  
一 軌道營業年限及原動力汽動車燃料ニ就テ右ハ軌道法ニ何等條文ナキニ依リ同法附則但書ニテ特許認可其ノ他ノ處分  
ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フトアルヲ以テ即チ效力ヲ失ヒタルモノト認メ年限ハ制限ナク燃料ハ無煙炭骸炭ト制限セラレタルモ是亦同様何等制限ナク有煙炭ヲ使用スルモ差支ナキモノナルヤ

質疑應答

問 道路法第二十六條に依り管理者に非ざる者が管理者の許可を得て渡錢を徵收する渡船場を設けたるに其當時附屬工作物設置の竣工検査を受くるに當り、其の内の船體検査を管理者の行ふべきものなりと云ふ說と警察署の行ふ可きものなりと云ふ說との二說あり。其の可否を問ふ(富山縣 廣田生)

答 道路法第二十六條の規定に依り質取渡船の設置の許可若は承認を受けたる者が工事を竣工せしめたる場合道路管理者の執行する検査は大正九年七月内務省令第二十三號「質取橋梁及渡船場設置ニ關スル件」第四條「橋梁又ハ渡船場ノ工事竣功シタルトキハ工費精算書ヲ添ヘ道路管理者ノ検査ヲ受クヘシ」の規定により行ふものであつて、同條に所謂工事とは渡船場に要する總ての工事を指すものであるから管理者は渡船建造工事の竣工検査をも當然爲さなければならない。

又警察署の渡船々體検査は、府縣の渡船取締に關する警察命令(富山縣では明治三十三年九月富山縣令第七十二號渡船取締規則第二條)によつて執行するものである。

前者は、道路管理者が許可又は承認したる内容に合致したる工事を爲したりや否やの検査を主眼とするものであり、後

者は交通保安警察の立場を主眼とするものであつて各其の立脚點を異にしてゐる。だから此の場合船體に就ては、道路管理者又は警察官吏の一方が検査を爲せば足るわけのものではなく、兩者共に之を爲さなければならぬ。本問題の如く、一の事項に就て二様の検査がある事例は外にも澤山ある。(谷口松雄)

問 村内主要路線の道路擴築新築計畫を樹立し財源の關係上

數年間に亘り實施せんとす、然るに土地所有者に於て其の計畫線上に家屋等の建築物を設置し益々其の事業をして困難ならしむるを以て其の計劃線全部に亘り村道の路線を認定し收用法による取扱をなして然るべきや、又收用法の事業は一定の期間を有するを以て斯くの如き數年後の工事に對しては適用出來ざるものなるや、(兵庫縣の一會員)

答 路線認定を爲したに過ぎないのでは未だ土地收用法による事業認定を爲すを得ない、其の理由については本誌第六卷第七號(大正十三年七月號)に於て答へておいたから御参照相成度い、即ち土地收用法による事業認定の申請は先づ路線認定を爲し更に工事費について町村會の議決を經、改築又は新築の手續を了したる後に於て爲すべきである。しかし工事費は繼續費として議決してもよいのであるから其の豫算の關

係上數年後に於て施行すべき工事についても改築又は新築の手續を了したる以上は土地收用法に依る事業認定を爲し得るものと解する(田中省吾)

問 道路法第三十九條の規定を應用して道路工事の財源にせむとするも其の賦課の方法に困難を感じつゝあり、既に應用し好果を得つゝある町村あらば参考に致し度し(兵庫縣の一會員)

(会員)

答 本誌第七卷第一號(本年一月號)彙報欄「道路工事費受益者負擔規程の調査」及附錄「十三都市道路工事費受益者負擔規程」と本誌第五卷第一號(大正十二年六月號)法令欄「道路工事費負擔金徵收規則」を參照相成度し尙右等規程適用の實蹟に就ては各當該府縣又は市につき御問合せ相成度し(係)

問 道路法第二十四條により管理者に於て私人に道路工事として道路暗渠の改築を許可したり、然るに其の竣工後其の工事を見るに不完全なるを以て其の不完全の點を私人に再改築を命ずることを得るが、又斯かる場合は管理者に於て施工し其の工費を法第五十五條により私人に負擔せしむるを得るや(兵庫縣の一會員)

答 道路法第二十四條に依り私人に道路工事を許可するに當つては一定の工法に従つて施工すべきことを指示して許可す

るのであるが若し其の施工の結果出來形が不完全なる場合に於ては道路法第五十一條第一項第二號に該當するものと解することが出来るから同條第一項により改築を命ずることが出来る。又若し許可を受けたる者が改築の命令に従はざる場合に於ては道路法第五十四條に依り道路管理者が代執行を爲し、規定は本問題には適用はないのである。（田中省吾）

其の費用を國稅徵收法の規定に依つて徵收することが出来  
る、其の代執行を爲すについては行政執行法及行政執行法施行令の規定に依り、戒告の手續を經べきであつて、問者の言ふが如く工事が不完全であるからといふので直ちに管理者が自ら施工するといふことは出來ない又道路法第五十五條の

## 「ゴム」の鋪道

### シカゴ市の最も交通事故の多い橋梁に應用して頗る成績が好い、

米國のシカゴ市ミシガン・アヴェニュー橋は、過般から車道のみならず歩道をも全部新式のゴム鋪道に張りかへられた。この橋は、シカゴ河に架せられた橋梁中最も大きく、且美しいものゝ一つであるのみならず、シカゴ市の商業中心地とブルヴァール街とを連絡する人車の往來最も繁しい橋の一つで、これまでこの橋上でよく自動車事故を起して、市内の當局は非常に困つてゐた。何にしろ此の橋を通る自動車だけでも一日に五萬八千臺乃至六萬臺ある上に、橋結構に電車の終點があるので、晴天の日でも自動車と電車との交通整理は非常な難物とされてゐたのだ。特に雨天の日、電車が終點で方向轉換をやる時には、橋上の自動車の進行を止めねばならぬのに、鋪道が滑るので自動車の操縦がうまく行かず、事故が頻發するのであつた。それからもう一つ困つた事にこの橋はダブルデッキ式の橋梁（車道が上下二つある）だつたことで、雨の日には上の車道から、雨水や、油や、ほこりが隙間から下の車道に流れ込んで益々車道陥惡の原因をつくる事であつた。所が、鋪道を全部ゴムに代へてからは、雨天にはゴムは防水布となり雨水の下の車道に流入するのを防ぐと共に、また自動車の車輪の空轉や滑るのを防ぎ從來に比して事故は少くなつたが爲め、橋梁の鋪道はゴムに限ると云ふことになり、各地の橋梁の改築が昨今問題となつてゐる。